

社会福祉法人鯨ヶ沢町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

平成28年12月22日制定

令和3年3月19日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人鯨ヶ沢町社会福祉協議会定款第25条に規定する理事、監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(報酬の額)

第2条 役員等が理事会及び監査会に出席した場合は、別表に掲げる額とする。

2 会長及び常務理事の報酬等の額は、別表に掲げる額とする。

(費用弁償の額)

第3条 役員等の費用弁償の額は、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(重複支給の排除)

第4条 常勤の職員が理事の職を兼ねるときは、常勤の職員としてうける旅費相当の費用を弁償するものとし、報酬は支給しない。

(報酬の支給及び費用弁償の方法)

第5条 役員等の報酬の支給及び費用弁償の方法については、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込み支給する。

(労働条件等)

第6条 会長は、概ね週1日、本会の業務に従事する。

2 副会長は、月2日以上、本会の業務に従事する。

3 常務理事は、週3日以上、本会の業務に従事する。

4 前項を除く常務理事の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項は、就業規則を準用する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人鯨ヶ沢町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程（平成13年3月21日制定）は、平成29年3月31日をもって廃止する。

3 第2条第2項の規定にかかわらず、会長への報酬は、平成30年6月1日より当分の間支給しない。

4 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

区 分	役員等報酬の額	
会 長	月 額	30,000円
副会長	月 額	6,000円
常務理事	月 額	36,000円
理 事	会長招集理事会等出席1回当り	3,000円
監 事	会長招集理事会等出席1回当り	3,000円
	会長招集監査会等出席	5,000円